

水洗化普及支援事業

毎日の暮らし

快適で環境にやさしい暮らしをするため
農業集落排水・町整備型浄化槽への接続

「くずまき商品券」で
最高57万円助成します。

水道事業所



わたしの区域は？

裏面の葛巻町管内図を見てね。

・ 農業集落排水区域 ・

四日市・茶屋場・田の沢（大橋前）・新町・
下町・城内小路・田子（堀の内橋まで）

・ 町整備型浄化槽区域 ・

・ 上記区域以外

1



助成の交付対象は？

・ 町に住宅及び店舗併用住宅を所有して
いる方で農業集落排水施設、町整備型浄化槽
設備に接続する給排水工事、水洗便器の設置、関連する部
分改修工事に要する経費

「くずまき商品券」の交付！

補助対象経費の2/3

「最高57万円」

補助対象経費の1/2

「最高42万5千円」



助成の対象外は

- 過去に水洗化普及事業の対象となった世帯
- 新築
- 町税等を滞納している者
- 交付決定前に着手した場合。

助成の金額は？

一般世帯

・ 高齢者等によらない世帯
「補助対象経費の2分の1に相当する
額とし42万5千円を限度とする。」

高齢者・障害者・ひとり親等世帯

・ 満65歳以上の者で構成する非課税世帯
・ 身体障害者、療育、精神障害者保健福
祉手帳
及び障害者基礎年金受給者がいる非課税
世帯
・ 18未満の子を養育する母子、父子、祖
父母非課税世帯

「補助対象経費の3分の2に相当する
額とし57万円を限度とする。」

工事が完成したら？

水道事業所へ提出

- ・ 水洗化普及支援事業完了報告書
兼補助金交付請求書
- ・ 経費の明細書及び領収書の写し等
- ・ 完了後の写真
- ・ 補助金交付決定通知書の写し
- ・ その他町長が認める書類

町で
完成検査を
します。

申請のしかたは？

水道事業所へ提出

事業着手の10日前までに手続きが必要です。

- ・ 水洗化普及支援事業費補助金交付申請書
- ・ 工事の内容、工期、工事計画書等
- ・ 経費の見積書
- ・ 現状の写真
- ・ 世帯全員の直近の年度の課税証明書
- ・ その他町長が認める書類

補助金の
交付決定！

工事を
始めます。

6



5



4



工事を
始めます。

7



8



9

